

1 安全・安心の確保

① 県立学校における対応

取組1 分散登校、時差通学・短縮授業の実施	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国のまん延防止等重点措置の実施期間中、令和3年4月20日から8月22日まで、朝の時差通学と組み合わせて、授業については通常の授業時間及び時間数で実施した。 ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置区域とされたことを受け、8月2日から8月31日まで、補習等の学習活動については、感染防止対策を徹底して実施した。 ・ 緊急事態措置期間の延長を受け、9月1日から9月30日までは、3年生は週2日、1年生・2年生は週1日の登校を基本とする分散登校を実施した。 ・ 緊急事態措置が解除され、段階的な緩和の期間とされたことを受け、10月1日から10月24日まで、朝の時差通学と組み合わせて、通常の授業時間及び時間数で実施した。 ・ 基本的対策徹底期間とされたことを受け、10月25日から11月30日まで、朝の時差通学と組み合わせて、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定して実施した。 ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域とされたことを受け、令和4年1月21日から2月13日まで、朝の時差通学を徹底し、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本として実施した。 ・ 引き続き、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域とされたことを受け、2月14日から3月21日まで、引き続き朝の時差通学を徹底し、授業については短縮授業を実施した。 ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域が解除されたことを受け、3月22日以降は、朝の時差通学と組み合わせて、授業については通常の授業時間及び時間数で実施した。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間を通じて時差通学及び短縮授業を実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒が規則正しい生活習慣を身に付け、主体的に学習に取り組むことができるように指導・支援するとともに、生徒の心身の状況の把握と心のケアに努めることが課題である。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立特別支援学校には基礎疾患を有する児童・生徒等も在籍しており、感染すると重症化する恐れがあることから、教育活動について、引き続き、より慎重な対応を検討していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当面の間は、朝の時差通学を継続する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施していく。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底していく。
取組2 各種ガイドラインの作成	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～の改訂について」が4月28日、次いで11月22日に示

	<p>されたことから、「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」を5月7日及び11月29日の2度にわたり改訂した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オミクロン株による感染が拡大する中、児童・生徒等の安全・安心の確保に最大限配慮するとともに、学びの保障や児童・生徒等の「居場所」の確保の観点から臨時休業の実施について判断する必要があることから、児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合の当面の対応について取りまとめ、令和4年2月7日に各学校に通知した。 ・ 学校や生徒の実情に応じて、感染症対策の徹底と学びの保障の両立に向け、各学校行事や部活動の留意事項等について取りまとめ、各学校に通知した。 ・ 学校の教育活動の再開に当たって、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について令和2年度に取りまとめた「教育活動の再開等に関するガイドライン」、「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」により教育活動を実施した。 ・ 分散登校に伴うオンラインを活用した特例の授業における出欠席の取扱いについて、9月2日に各学校に通知した。 ・ 指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱い及び令和4年度大学入学者選抜における調査書の取扱いについて、文部科学省からの通知に基づき10月4日に各学校に周知した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染状況や新たな知見に基づき、引き続き、よりきめ細かく県立学校へ周知・徹底を図っていくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が示す最新の感染症対策を踏まえ、今後とも保健管理等に関するガイドラインを改訂し、各県立学校に周知するとともに、感染防止対策の徹底を図ることで、県立学校の教育活動を継続していく。
取組3 感染症対策用品の購入等	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育活動を継続して行う上で必要な対策を強化するため、国の第3次補正予算を活用し、令和2年度2月補正予算（その2）で消毒液等の保健衛生用品の購入やアクリル板等の感染対策消耗品を購入できるよう、各県立学校に対し国庫補助金分135万円、県単独分として交付金を135万円、概ね270万円を措置した。 ・ 各県立学校は、「推奨する備品等の例」を参考に、感染症対策や学びの保障に必要な物品購入等（マスク・消毒液等の衛生用品の購入及びサーモグラフィー等の備品の整備に加え、トイレ清掃・消毒等）を行った。 ・ 神奈川県歯科医師会からマスクの寄付を受入れ、小学校へ配付した。 ・ 入学・進学する児童・生徒が少しでも安心して学校に通うことができるよう、各学校で実施した感染症対策を県ホームページに掲載し、広く県民の方々に対して周知を行った。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染収束の目処が立たず、感染拡大や新たなウイルスの発生も懸念されることから、県立学校において、感染症対策用品の備蓄が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も各学校において、感染症対策に必要な物品を引き続き整備していく。
取組4 入学者選抜等における対応	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通選抜において、郵送対応による志願手続を実施した。 ・ 学力検査等当日の対応について、健康観察票による健康状態の把握、受検者同士の間隔の確保、消毒液の設置等、感染防止対策を行った。また、各学校の検査実施に必要な応援職員を確保するため、会場運営補助員を雇用する等の対応を行った。 ・ 感染者又は濃厚接触者と認定され、共通選抜を受検できなかった者を対象とした「追検査」、及び「追検査」を受検できなかった者を対象とした「追加の検査」を実施した。なお、「追加の検査」を受検できなかった者を対象とした「追加の二次募集」も実施することとしたが、対象者はいなかった。

	<ul style="list-style-type: none"> Webサイトによる合格発表を行った。 県立中等教育学校においても、感染者又は濃厚接触者と認定され、適性検査を受検できなかった者を対象に、「特例による検査」を実施した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策について検討し、次年度に向けて必要な改善を図ること、及び県立中等教育学校で新たに実施した「特例による検査」について検証し、次年度に向けた改善について検討することが課題である。 県立高校については、令和3年度に実施した「追検査」の受検者が330名となり、2会場での実施となったことから、次年度に向けた改善について検討することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度入学者選抜の在り方の検証を行うとともに、令和5年度入学者選抜に向けた改善について検討していく。 県立中等教育学校においても、令和4年度入学者決定検査の在り方を検証し、令和5年度入学者決定検査に向けた改善について検討していく。
取組5 マイクロバス等の借上げ	
実 績 ・ 成 果	<ul style="list-style-type: none"> 県立特別支援学校のスクールバス車内では飛沫・接触感染を防止する対策として、ビニールカーテン等を設置した。 マスクの着用や咳エチケットが難しい児童・生徒もいるため、スクールバスの乗車人数を減らすとともに、マイクロバス等を活用し、分散乗車を行った。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 今後もマイクロバス等を活用しながら3密防止を図るなど、県立特別支援学校の児童・生徒等の通学時の感染防止対策を、より徹底していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> スクールバス車内の感染防止対策やマイクロバス等を活用した分散乗車等を引き続き徹底していく。
取組6 教育相談体制の充実	
実 績 ・ 成 果	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍で、不安やストレス等を抱えた生徒のケア等に対応するため、スクールカウンセラーの勤務回数を5回増やし、年間40回とし、相談・支援体制の充実を図り、生徒たちのニーズに対応した。 県立高等学校及び県立中等教育学校では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと教育相談を実施する際は、これまでの対面による相談に加え、電話やオンラインでの相談を取り入れるなど、感染状況を鑑みた対応により生徒を支援した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーへの相談ニーズは高く、相談を希望する生徒のすべてに対応できていないことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度は、スクールカウンセラーを4名増員するとともに、引き続き勤務回数を5回増やし、年間40回とし、教育相談体制の充実を図っていく。 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、各学校の活用状況に応じて、引き続き増員や勤務日数の更なる拡充について検討していく。

② 市町村立学校における対応

取組1 教育活動の実施	
実 績 ・ 成 果	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の安全・安心の確保と学びの保障の両立について、各市町村教育委員会・市町村立学校が地域の実情に応じて適切に対応するための参考となる、県立学校の基本的な対応について通知した。 市町村立学校における対応に関して、必要に応じて、県教育委員会と協議するよう市町村教育委員会に通知した。 各市町村教育委員会・市町村立学校の取組の工夫等について、「コロナシート」として一覧に取りまとめ、全市町村教育委員会と情報共有した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 行事や部活を含めた教育活動等において、地域や学校の実情に応じた適切な対応ができるよう、各市町村教育委員会・市町村立学校の取組の工夫等について、適切に情報共有することが課題である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校の基本的な対応について通知することに加えて、必要に応じて、市町村教育委員会や学校の対応について一定程度の方向性を示していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村教育委員会が、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、引き続き、それぞれの地域や学校の実情に応じた適切な対応が行われるよう、各市町村教育委員会・市町村立学校における取組の工夫等について、情報共有していく。 ・ 県立学校の基本的な対応について参考送付するとともに、必要に応じて、県教育委員会と協議する体制を図っていく。
取組2 各種ガイドラインの作成	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校における新型コロナウイルス感染症対策のための手引き（幼稚園、小・中学校等）」を作成し、学校における感染症予防対策の徹底や学校における感染症まん延防止対策の徹底などについて、基本的な考え方と対応方法等を示した。 ・ 「ICTを活用した学びづくりのための手引き（小・中学校）」を改訂し、改めてICTを活用する意義やねらいを確認するとともに、情報モラル教育の充実やオンラインで授業を配信する際の留意点等について示した。 ・ 学校や児童・生徒等の実情に応じた感染症対策の徹底と学びの保障の両立に向け、各学校行事の留意事項等について取りまとめ、各学校に通知した。 ・ 国の緊急事態宣言下やまん延防止等重点措置の実施期間中、神奈川県緊急事態宣言下における学校の教育活動の留意点を取りまとめ、各学校に通知した。 ・ 県立学校の手引き等を参考とし、各地域の実情に応じた適切な対応を行うよう通知した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全・安心の確保と学びの保障について、最新の情報を収集し、周知することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全・安心の確保と学びの保障について、国の通知をはじめ、最新の情報を収集し、速やかに通知するとともに、適宜手引き等を改訂し、周知していく。
取組3 感染症対策用品の購入等補助	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 希望する市町村の各幼稚園や小・中学校に対し、マスクや消毒液、パーティション、空気清浄機等の感染症対策用品、また子どもたちが距離をとって活動するために、空き教室活用のための机、保護者への連絡用の紙、印刷用プリンターなど業務増にかかわる経費などの購入に際し、国の補助事業の活用を周知するとともに、各市町村の円滑な事務執行等を支援した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策を図るための消耗品の購入等に係る国の補助事業等の活用に加え、より効果的な感染症対策の工夫等について、市町村教育委員会に周知していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、国の補助事業の活用を周知するとともに、各市町村の円滑な事務執行等を支援していく。また、市町村の幼稚園や小・中学校における効果的な感染症対策の工夫等について、適宜、市町村教育委員会に情報提供していく。
取組4 教育相談体制の充実	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの勤務回数を5回増やし、年間40回とするとともに、スクールソーシャルワーカーを2名増員し、教育相談体制の充実を図った。 ・ これまでの対面による相談に加え、電話やオンラインでの相談を取り入れるなど、児童・生徒を支援した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症に係るいじめ・偏見・差別等及び児童・生徒の不安やストレス等への対応のため、学校における教育相談体制の更なる充実が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続きスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの勤務回数を5回増やし、年間40回とするとともに、スクールソーシャルワーカーを2名増員し、各学校の教育相談体制の充実を図っていく。

③ 県立社会教育施設における対応

取組1 休館等の対応	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日から4月19日までは、県立の図書館の2施設は開館時間を最長20時までとし、県立の博物館及び美術館の4施設は事前予約した方に限り入館可能とした。 国のまん延防止等重点措置・緊急事態宣言等の発令により、4月20日から10月24日まで、県立の図書館の2施設は開館時間を最長19時までとし、県立の博物館及び美術館の4施設は事前予約した方に限り入館可能とした。 再度、まん延防止等重点措置の発令により、令和4年1月21日から3月21日まで事前予約をした方に限り入館可能とした。
課題	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍においても、県民の「学び」や「学び直し」の機会を保障するために、引き続き適切な感染防止対策を講じていくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 各施設のマニュアルに沿った感染防止対策を徹底することで、来館者が安全・安心に閲覧や観覧ができる環境を提供していく。
取組2 感染症対策	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会で作成した、図書館や博物館における「新型コロナウイルス感染症拡大予防対策ガイドライン」に基づき、各施設でマニュアルを策定した上で、感染症対策を行った。具体的な対策の一つとして、来館者へサーマルカメラによる検温や、消毒液による手指消毒の徹底を呼びかけた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 感染状況に応じて、引き続き適切な感染防止対策を講じていくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、各施設のマニュアルに沿った感染防止対策を徹底することで、県民の「学び」や「学び直し」の機会を提供していく。

2 学びの保障

① 県立学校における対応

取組1 きめ細かな学習指導・支援等	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> 生徒の安全・安心と学びの保障の両立に取り組み、教育活動については、各学校の指導計画に基づき、感染対策の徹底を図りながら教育活動を継続してきた。 感染状況に応じて、学習活動における留意事項を示した。また、臨時休業等に当たっては、学習の遅れが生じることのないようオンラインを活用した学習等により万全を期すよう通知した。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> 個別教育計画に基づき、感染症対策を踏まえ学習内容に応じて少人数の学習グループを編成するなど、学習形態の工夫を講じてきた。 感染症対策のために必要な児童・生徒一人ひとりにあった学習指導や教育相談をよりきめ細かに行うため、学習指導員を配置し、効果的に活用した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> オンライン授業の実施については、機器の操作を含め、日常的なICT活用を推進していくための各学校の体制づくりや県教育委員会の支援体制の確立が課題である。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> 感染症対策のために必要な児童・生徒一人ひとりにあった学習指導や児童・生徒指導、相談業務等をきめ細かに行っていくためのICTの更なる効果的な活用が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> 各学校におけるICTを活用したオンライン学習等について課題把握を行い、各学校の実情等を踏まえた対応策の検討を進めていく。 ○ 県立特別支援学校

	<ul style="list-style-type: none"> 各学校におけるICTを活用した学習指導や児童・生徒指導、相談業務等について各校の実情等を踏まえた対応策の検討を進めていく。
取組2 ICT環境の整備	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> 4月下旬から5月中旬までの期間に、全校で同時双方向型オンライン授業の試行を実施するに当たっての留意点等を各学校へ示したことで、各学校で同時双方向型オンライン授業を実施するための準備や課題の把握をすることができた。 「Google Workspace for Education」の活用を進めるため、様々な機会を活用事例等を共有したことで、各学校では、Classroom単位でMeet機能を活用しオンラインでホームルームを行うほか、教員がクラウドで課題を提示し、生徒がクラウドに成果物を提出するなど、オンラインを活用した学習を継続して行った。 インターネット常時接続環境が家庭に整っていない生徒へのWi-Fiモバイルルータ貸与を各学校で行うことができるよう方針を策定し、各学校へ示した。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> 「Google Workspace for Education」の活用を進めるため、連携してユーザー管理や設定を高速かつ簡単に行えるアドオンソフト（eG Class）を導入した。 情報教育を担当する教員が集まる「情報教育担当者研究協議会」において、各学校のオンライン授業の実践に係る好事例などを共有した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> 同時双方向型のオンラインを活用した授業等を行うために、端末をネットワークに接続する際に生じ得るトラブルに対し迅速かつ適切に対応することが課題である。 教員がオンラインを活用した同時双方向型の授業を行ったり、授業で使用する教材をクラウド上で準備したりするために、指導用端末として使用できる端末の台数を増やすことが課題である。 SIMカードの調達に時間を要することから、必要な時期に入手するための柔軟な対応やWi-Fiルータを一定の期間でレンタルする調達方法が課題である。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた学びの充実に向け、必要なICT環境の整備及びより効果的な活用を進めていくことが課題である。 授業動画の作成や同時双方向のオンライン授業などの実施に関する教員のスキルの更なる向上が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> 端末をネットワークに接続する際に生じ得るトラブルに対し迅速かつ適切に対応するため、GIGAスクール運営支援センターにより学校や保護者・生徒を支援していく。 教員がいつでも指導用端末を使用できるよう、指導者用に整備する端末の台数を増やしていく。 SIMカードを安価で短期間に調達できる方法について引き続き検討していく。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた学びの充実に向け、オンライン学習におけるタブレット型端末及びWi-Fiモバイルルータの更なる活用を図っていく。 ICT機器を効果的に活用したオンライン学習の実施に向けて、教員のスキルアップを図る研修等を実施していく。
取組3 高校生等への就学支援の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 失職や倒産等により家計が急変した生徒・保護者に対して、授業料の免除を行った。（家計急変免除者 30人） 保護者の失職等により家計が急変した世帯に対して、高校生等奨学給付金の支給を行った。（家計急変世帯対象給付 144人）
課題	<ul style="list-style-type: none"> 高校生等奨学給付金について、支給単価の増額とともに、支給対象世帯を拡大

	し、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を一層軽減することが課題である。
今後の対応方向	・ 給付型の高校生等奨学給付金の拡充について、全国都道府県教育長協議会などを通じて、引き続き国に働きかけていく。

② 市町村立学校における対応

取組1 きめ細かな学習指導・支援等	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎内や教室の消毒作業など、教員でなくてもできる業務を担うスクール・サポート・スタッフを令和3年度も引き続き全校に配置し、年度当初からの人材確保に努めるとともに、学校の実情を踏まえた柔軟な配置を通じて、教員が児童・生徒の学びの保障に注力できる体制整備を図った。 ・ 学習指導員を令和3年度も引き続き全校に配置し、年度当初からの活用に努めるとともに、各学校のニーズや各地域における感染状況などを踏まえ、児童・生徒の学びの保障を支援した。 ・ 子どもたち一人ひとりの最適な学びを実現するとともに、身体的距離を確保するため、小学校2年生において35人以下学級を実施した。
課題	・ スクール・サポート・スタッフは重要な役割を果たしていることから、引き続き全校配置を継続するとともに、配置規模を拡充していくことが課題である。
今後の対応方向	・ スクール・サポート・スタッフは、令和4年度も引き続き全校に配置するとともに、1校当たりの配置時間数を拡充し、教員が児童・生徒の学びの保障に注力できる体制整備を図っていく。
取組2 ICT環境の整備	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度から、県内の市町村において、校内無線LANを含めた1人1台端末の整備を行った結果、令和3年11月までに、県内全市町村において、端末の活用を開始することができた。 ・ 市町村教育委員会に対して、小・中学校における授業ライブ配信等の実施に向けて、県立高校が持っているノウハウの伝達を行った。 ・ 市町村教育委員会指導事務主管課長会議などの機会に、授業ライブ配信の取組や成果を周知した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちの情報活用能力育成に向け、各市町村立学校がICTの利点を生かした授業改善に取り組んでいく必要があるため、ICT活用に係る教員の資質向上が課題である。 ・ ICT活用等による、県立高校と連携した授業ライブ配信などの取組について、より効果的な実施方法等の周知に課題がある。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT活用に係る教員の資質向上のために、ICTの手引きを活用した教員研修を各教育事務所等において継続して実施していく。 ・ 児童・生徒の学習保障のため、小・中学校において授業ライブ配信等を行うための参考資料として、引き続きICTの手引きを更新し、活用を図っていく。

③ 県立社会教育施設における対応

取組1 県民への発信（休館に伴う対応等）	
実績・成果	・ 県民が自宅でも県立社会教育施設の取組を楽しんでいただけるよう、各施設のホームページを用いて、Webコンテンツを発信するとともに、コンテンツを充実させた。また、これらのコンテンツの一部を集約した共同企画「おうちでミュージアム&ライブラリー」を引き続き公開した。
課題	・ 各施設に来館することが難しくなった方の、「学び」や「学び直し」の機会が減少する中で、どのような方法で県民の学びの機会を保障していくかということが課題である。
今後の対応方向	・ 引き続き、ホームページ上で資料や作品の紹介等を更に充実させるなど、コロナ禍を踏まえた取組を進めていく。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- 学校における感染症対策の徹底と学びの保障の両立は難しい面もあるが、しっかりとした県教育委員会の指針を示し、ICTの有効活用を推進するなど児童・生徒の学びを保障し、今後の教育活動の持続的な発展が求められる。

【中柱1－①、②について】

- 県立学校における対応については、コロナ禍のストレス等で不安を抱えた生徒に対するきめ細かな相談体制を維持し、スクールカウンセラーの拡充などこれからも生徒に寄り添った対応を期待する。
- 時差通学や短縮授業は新型コロナウイルスの感染拡大防止の措置として仕方がなかった。また、ガイドラインの作成や感染対策の物品購入など状況に応じた対策は評価できる。特に、入学者選抜については大変だったと思われる。特別支援学校の児童・生徒については今後も特別な配慮が必要だ。また、市町村立学校における対応についても、県立学校と同様の評価ができる。

【中柱1－③について】

- 図書館などは県民の貴重な学びの場であり、今後も感染防止対策を徹底して開館し続けてほしい。

【中柱2－①について】

- ICT環境の整備については、早くからオンライン授業に対応する整備を行ってきたことは評価できる。今後もオンライン授業を有効に活用するため、ICT環境の充実とスキルアップをめざした教員研修の充実を期待する。
- 対面授業とオンライン授業のメリット、デメリットを見極めて、当該生徒が安心して学べる環境づくりが大切である。特に、オンラインはハードとソフトにそれぞれ課題があり、ICT環境の整備は費用と時間がかかるので、しっかりと取り組んでほしい。低所得者層への対応は評価できる。

【中柱2－②について】

- 市町村立学校における対応については、児童・生徒の学びに注力できるようスクール・サポート・スタッフを全校に配置したことは評価できる。さらに、学びの保障のため配置規模を拡充するなどの取組を期待する。
- ICTの活用は現実的に小学校低学年で行うには機器の扱いなど課題が多い。年齢に適した運用を考えてほしい。

【中柱2－③について】

- 休館の措置としてインターネットを活用したコンテンツ発信は評価できる。ただ高齢者に多く見られるICTになじみの薄い人たちに対する方策も講じてほしかった。